

資料4

(仮称) 赤穂未来創造委員会運営要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 赤穂未来創造委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、(仮称) 赤穂未来創造委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、設置要綱第6条の規定により会長が務める。

3 会議の議事は、過半数をもって可決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議室の収容人員等により、傍聴者数を制限することができる。

(傍聴)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、会議の開催時間の15分前までに傍聴申込書により申し込まなければならない。

2 傍聴者が前条の制限人数を超えるときは、先着順により許可するものとする。

3 傍聴者は、議長の指示に従い、委員会の審議の支障とならないよう次条に定める事項を守らなければならない。

4 議長は、前項の議長の指示又は禁止事項に従わない傍聴者を退席させることができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手やその他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語や騒ぎ立てるなど会議を妨害しないこと。
- (3) 鉢巻きや腕章を身に着けたり、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を持ち込まないこと。
- (4) 携帯電話は使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、公開するものとする。

(提言)

第7条 委員会において提言が取りまとめられたときは、会長は、速やかに市長に報告するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項については、委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、平成30年8月2日から施行する。